

第 2 次米子市環境基本計画概要版及び原案

(修正版 令和 2 年 8 月 2 1 日時点)

※令和 2 年 7 月 1 0 日付けで送付した「第 2 次米子市環境基本計画概要版及び原案（資料 1）」からの修正・追記等については、別添修正箇所一覧表のとおりで、該当箇所を赤字で記載しています。

※資料編は、修正等がないため省略しています。

第2次米子市環境基本計画 [概要版]

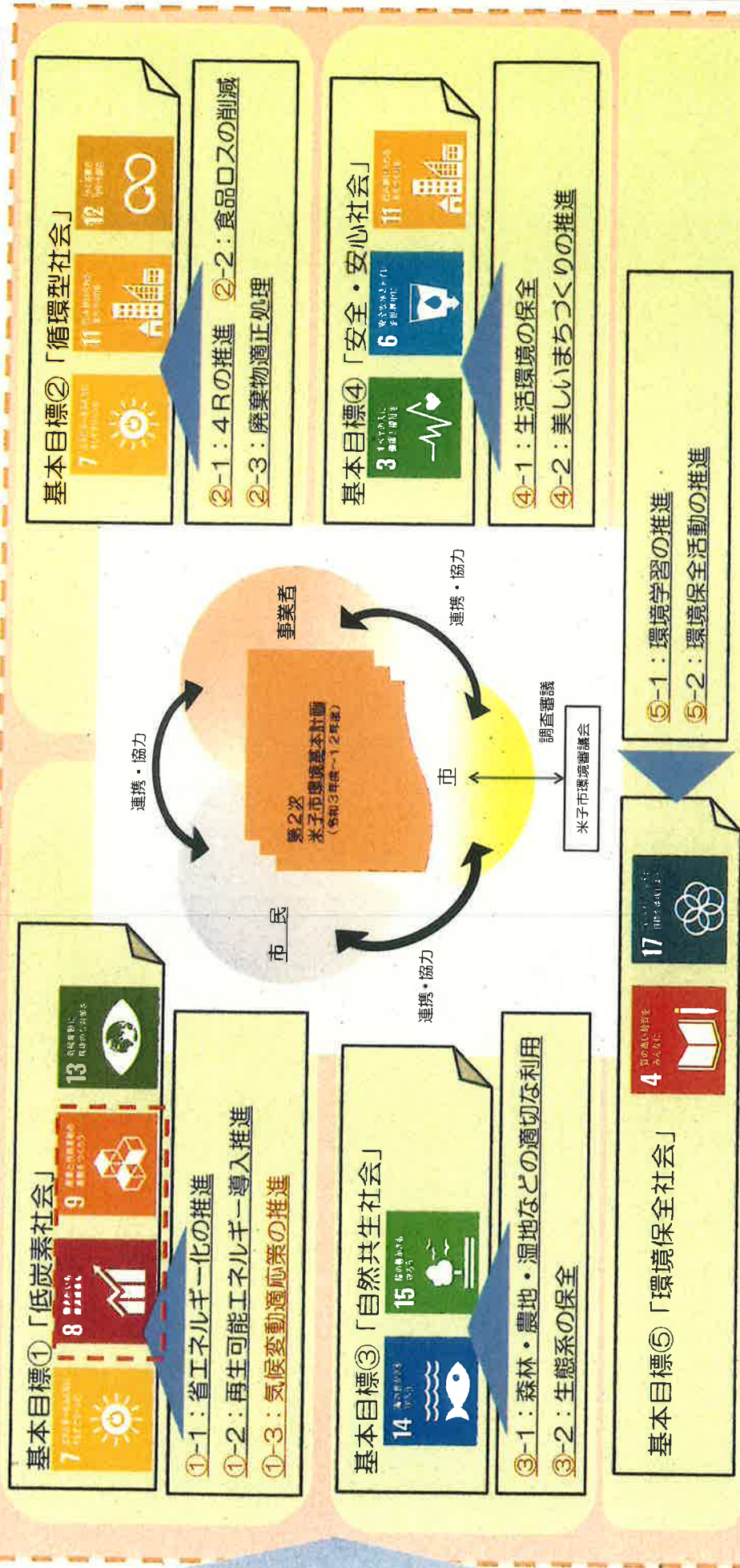
令和3年3月
米子市市民生活部環境政策課

- 環境基本計画は、国、県の環境基本計画との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」を環境面から支援する計画に位置付けられます。
- 計画期間は「令和3年度から令和12年度」までとし、5つの基本目標と12の施策の柱で構成し、目指すべき環境像を達成することとします。また、基本目標とSDGs（平成27年の国連サミットで採択された国際社会全体の共通目標）との関連を明確にし、SDGsの目標達成に取り組みます。
- 計画の進捗状況を米子市環境審議会において調査審議することにより、着実に実行することとします。

<目指すべき環境像>

『自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち』

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～



第1次米子市環境基本計画

(平成23年度～令和2年度)

(原案)

第2次米子市環境基本計画

自然の恵みに感謝し、
ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

令和3年3月

米子市

※市長挨拶（内容は作成中）

目次

第1章 第2次米子市環境基本計画の策定

- 1-1：環境基本計画策定について・・・・・・・・・・2
- 1-2：環境基本計画の位置付け・・・・・・・・・・3
- 1-3：第2次米子市環境基本計画の期間・・・・・・・・4
- 1-4：第2次米子市環境基本計画とSDGs・・・・・・・・5

第2章 米子市の現状と課題

- 2-1：米子市の環境情勢・・・・・・・・・・7
- 2-2：第1次米子市環境基本計画の総括・・・・・・・・9
- 2-3：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果・・・13
- 2-4：米子市の環境課題・・・・・・・・・・15

第3章 米子市の目指すべき姿

- 3-1：米子市が目指すべき環境像・・・・・・・・・・17
- 3-2：第2次米子市環境基本計画における基本目標・・・・・・・・19
- 3-3：基本方針と基本目標との関係・・・・・・・・20
- 3-4：市、市民及び事業者の責務と役割・・・・・・・・21

第4章 具体的施策の内容

- 4-1：第2次米子市環境基本計画における基本目標と施策の柱・23
- 4-2：施策の柱ごとの個別施策・・・・・・・・・・24
- 4-3：基本目標①「低炭素社会」・・・・・・・・・・25
- 4-4：基本目標②「循環型社会」・・・・・・・・・・31
- 4-5：基本目標③「自然共生社会」・・・・・・・・・・35
- 4-6：基本目標④「安全・安心社会」・・・・・・・・・・38
- 4-7：基本目標⑤「環境保全社会」・・・・・・・・・・42

第5章 環境基本計画の推進に向けて

- 5-1：環境基本計画策定の流れ・・・・・・・・・・45
- 5-2：環境基本計画の進行管理・・・・・・・・・・46

資料編

- ①環境関連用語集・・・・・・・・・・・・・・・・
- ②環境関係年表(主なできごと)・・・・・・・・
- ③米子市の環境に関する市民アンケート調査結果・・・・・・・・
 - ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(市民編)
 - ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)
- ④第1次米子市環境基本計画総括報告書・・・・・・・・
- ⑤米子市環境都市宣言・・・・・・・・
- ⑥米子市環境関連条例・・・・・・・・
 - ・米子市環境基本条例
 - ・米子市環境保全条例
 - ・米子市快適な生活環境の確保に関する条例
 - ・米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - ・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

第1章 第2次米子市環境基本計画の策定

1-1：環境基本計画策定について

1-2：環境基本計画の位置付け

1-3：第2次米子市環境基本計画の期間

1-4：第2次米子市環境基本計画とSDGs

1-1 環境基本計画策定について

目的

○本市では自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境を創造し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、平成17年（2005年）に米子市環境基本条例を制定しました。本条例において、環境の保全及び創造の基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを具体化し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる「環境基本計画」を定めることとしています。

●米子市環境基本条例第8条（環境基本計画）

→市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

第2次米子市環境基本計画の策定

○平成23年度（2011年度）に「第1次米子市環境基本計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和2年度（2020年度）に計画期間が終了するに当たり、現在の環境を**取り巻く**社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、「第2次米子市環境基本計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））」を策定します。

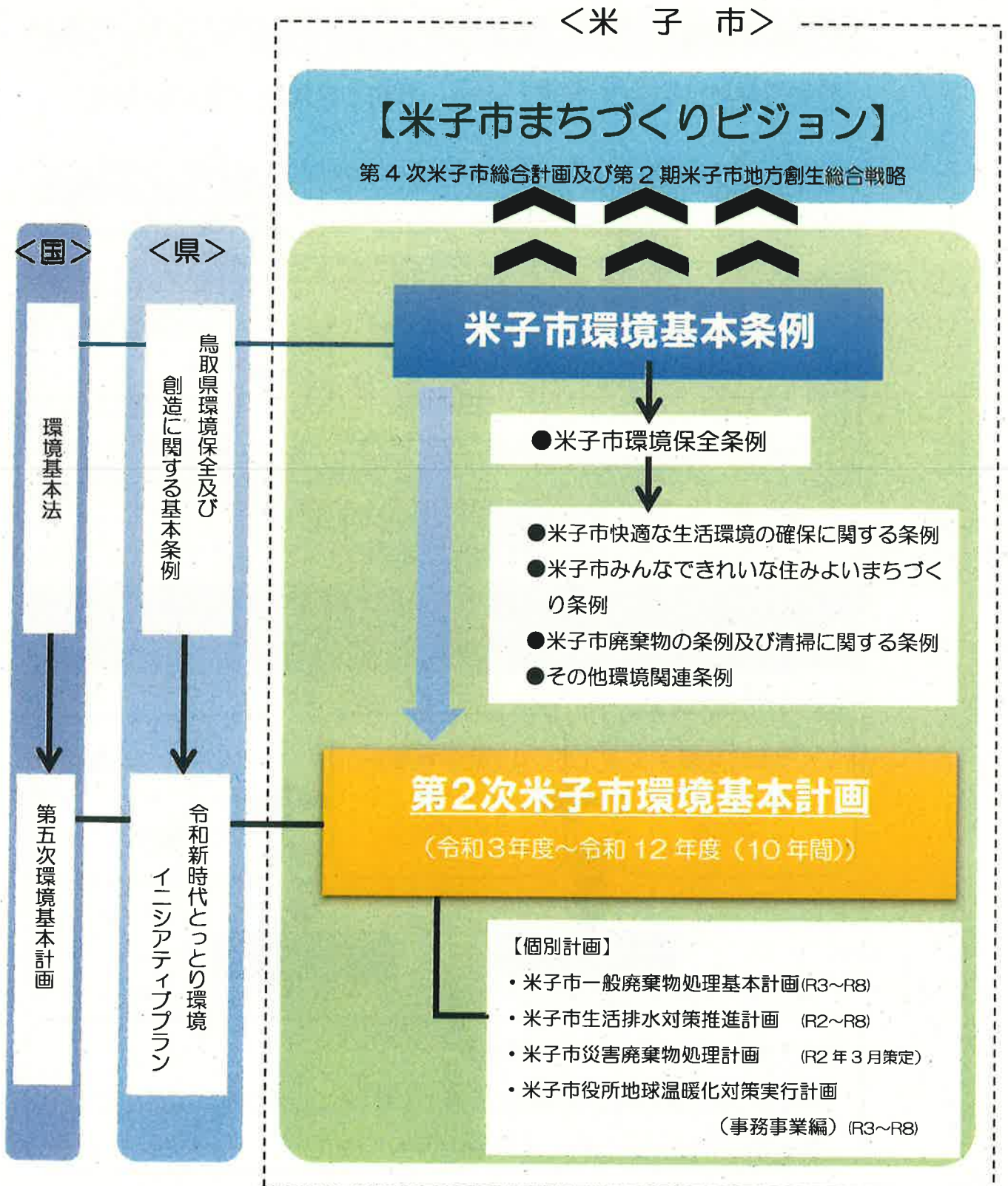
社会情勢の動向

- 近年の環境問題に関する世界の動向を見ると、平成27年（2015年）9月の国連総会において持続可能な開発目標（SDGs：17のゴール・169のターゲット）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や同年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されたほか、食品ロスの問題や海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の保全など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。
- 国においては、パリ協定を踏まえ、平成28年（2016年）5月に国全体で取り組むべき対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を、更に、平成30年（2018年）4月には、地域循環共生圏の創造及び世界の範となる日本の確立を通じた、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指す「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。
- 県においては、環境分野におけるSDGsの達成に向けて、5つの柱（Ⅰ：循環型社会の構築、Ⅱ：低炭素社会の実現、Ⅲ：自然・生物との共生、Ⅳ：生活環境の保全、Ⅴ：環境活動の協働）で構成された「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を令和2年（2020年）2月に策定し、持続可能な社会の創造を目指しています。

1-2 計画の位置付け

○本市環境基本計画は、国の「第五次環境基本計画」、県の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。

また、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」を環境の側面から支援する計画です。



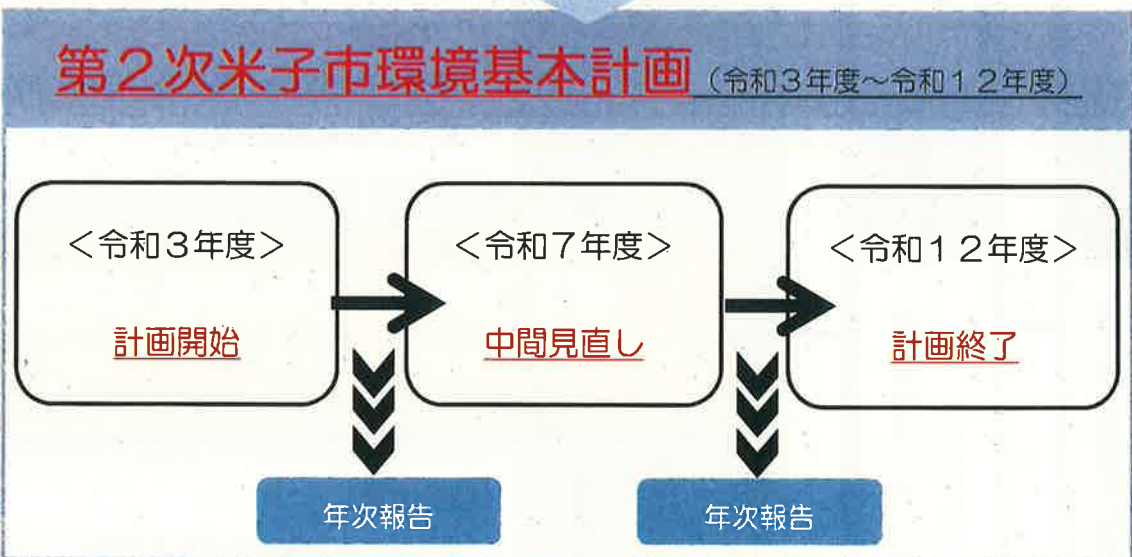
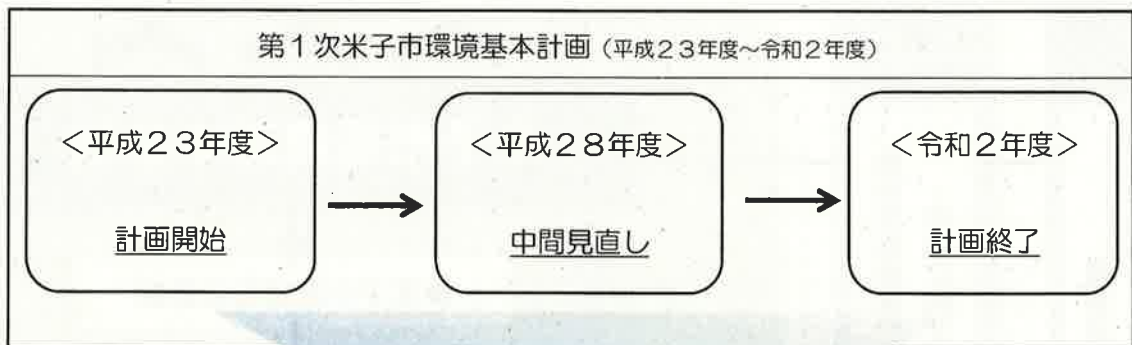
1-3 第2次米子市環境基本計画の期間

○本計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、環境を巡る社会情勢の変化に合わせ、着実に施策を進めるため5年後に中間見直しを行うこととします。

(1) 計画期間

令和3年度（2021年度） ～ 令和12年度（2030年度）

(2) 計画の流れ



●米子市環境基本条例第10条（年次報告）

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

1-4：第2次米子市環境基本計画とSDGs

OSDGs（エスディー・ジー・ズ）（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。日本では、平成28年（2016年）にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。（参照：「米子市まちづくりビジョン」）

○本計画で定める5つの基本目標とSDGsの目標との関連を明確にし、本計画の着実な実施により、SDGsの目標達成に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ロゴ：国連広報センター作成

第2章 米子市の現状と課題

2-1：米子市の環境情勢

2-2：第1次米子市環境基本計画の総括

2-3：米子市の環境に関する

市民アンケート調査の結果

2-4：米子市の環境課題

2-1 米子市の環境情勢

○本市においては、平成17年（2005年）に、環境の保全及び快適な環境を創造するため、市民、事業者及び行政の役割分担や連携により、健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継ぐことを目的とする「米子市環境基本条例」を制定しました。また、市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保を図る目的で、「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」を議員提案により制定し、公共施設等に対する落書き及び放置自動車の対策を行っています。

平成19年（2007年）3月には、市民、事業者、土地所有者及び行政が協働して環境の美化を図り、住みよいまちづくりを推進することを目的とする「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定し、空き缶等の投棄の禁止、飼い犬等のふんの放置対策を行っています。また、同条例に基づき、加茂川河口周辺環境美化推進区域の指定（平成21年（2009年）10月）、上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺環境美化推進区域の指定（平成24年（2012年）10月）及び米子水鳥公園周辺環境美化推移区域の指定（平成26年（2014年）12月1日）を行いました。

平成18年（2006年）9月には、ごみ減量化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保の目的で、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を行い、平成19年（2007年）4月からごみ処理の有料化を実施しています。

平成24年（2012年）3月には、自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまちとして、米子市の環境施策を長期的な視点から総合的・計画的に推進するための「第1次米子市環境基本計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」を策定（平成28年（2016年）12月中間見直し。）しました。

平成28年（2016年）7月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス排出量の削減のための「米子市役所地球温暖化対策実行計画（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、省エネ

ルギー化、省資源化に取り組みました。引き続き、率先して温室効果ガス削減に取り組むため、「第2次米子市役所地球温暖化対策実行計画（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））」を令和3年（2021年）3月に策定します。

2-2 第1次米子市環境基本計画の総括

○第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、本市の環境施策の現状を確認するために、第1次米子市環境基本計画の評価を行いました。なお、この評価は令和元年10月末時点のものであり、評価実施後も目標達成に向けて、引き続き、各施策の推進を図りました。

[評価]

- 第1次米子市環境基本計画における5つの基本目標の各施策の実施状況を「具体的施策及び数値目標」及び「取組実施状況」を踏まえて、総合的に評価を実施。
- 令和元年（2019年）10月末時点において、ほぼ全ての項目が令和2年度末の目標値を達成又は達成見込みであり、取組の推進が図られたが、国においては、第五次環境基本計画に掲げられた各種施策を推進しており、引き続き、本市においても一層の環境施策を推進する必要がある。

◎：達成 ○：未達成 □：取組状況等

基本目標	施策等の成果（総括）
【1】地球環境に配慮した循環型のまちづくり（地球環境の目標） 《循環》	◎ <u>市内全域から排出する二酸化炭素（CO₂）の排出量（1,232千トン）</u> 目標値（1,420千トン）を達成した。（平成28年度末時点）
	◎ <u>市有施設からの二酸化炭素（CO₂）の排出量（18,688t）</u> 目標値（23,365t）を大幅に達成した。（平成30年度末時点）
	○ <u>再生可能エネルギー導入の取組（15,345kw）</u> 住宅用太陽光発電導入推進補助金による導入支援を行い、再生可能エネルギー導入推進に努めた。現時点において、市内の太陽光発電システムの需給電力量の目標値（16,200kw）に向けて順調に推移しており、令和2年度中の達成を見込んでいる。（平成30年度末時点）
	◎ <u>1人1日当たりのごみ排出量（951g）</u> 目標値（980g）を大幅に達成した。（平成30年度末時点）
	○ <u>リサイクル率（17.5%）</u> 目標値（17.7%）を下回った。新たに、小型家電リサイクルに取り組

	<p>んだほか、米子市クリーンセンターから発生する主灰・飛灰のセメント原料化を行ったものの、古紙類の収集量が、流通量の減少や民間の資源引取拠点の増加により5年間でほぼ半減したことにより、全体ではリサイクル率の低下につながった要因と考える。 (平成30年度末時点)</p> <p><u>◎ごみの発生量に対する最終処分率(4.7%)</u></p> <p>目標値(5.7%)を達成した。米子市クリーンセンターの灰溶融設備休止に伴う主灰・飛灰のセメント原料化により、ダスト固化物が減少したことにより最終処分量の減少につながっている。(平成30年度末時点)</p> <p><u>□米子市クリーンセンターの基幹的設備改良工事の実施</u></p> <p>同工事の実施により、施設の延命化を図るとともに、米子市クリーンセンターから排出される二酸化炭素排出量を削減した。また、灰の排出設備の改造を行い、主灰・飛灰のセメント原料化を実施した。</p>
<p>【2】健康で安心して暮らせるまちづくり (生活環境の目標) 《安心》</p>	<p><u>○空気のきれいさに対する満足度(86.5%)</u></p> <p>平成27年度調査(80.2%)から約6%上昇したものの、目標値(90%以上)には未達成である。(令和元年度実施アンケート結果)</p> <p><u>○大気の汚染に係る環境基準の達成</u></p> <p>光化学オキシダント以外は達成した。なお、光化学オキシダントは、環境基準が厳しいことから全国的にも未達成の状況である。 (平成30年度末時点)</p> <p><u>○中海の水質</u></p> <p>「中海に係る湖沼水質保全計画」の目標値を達成している範囲は広がりつつあるが、環境基準値は未達成である。赤潮の発生状況は、5年前と比べると非常に少なくなっており、平成30年(2018年)の発生状況はほとんどない。 (環境基準値：平成29年度末時点)</p> <p><u>◎水洗化戸数率(89.3%)</u></p> <p>「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づき水質浄化対策を推進し、下水道管きよ整備量の増加及び合併処理浄化槽補助制度の拡大を図り、目標値(88.8%以上)を達成した。 (平成30年度末時点)</p> <p><u>□公害関係の苦情件数</u></p> <p>年度によってばらつきはあるが、特に、大気(野焼き)と悪臭の割合が高い傾向である。</p>

	<p><u>□又力カによる被害</u> 弓ヶ浜地域で問題となっている「又力カによる被害」は、調査研究を経て令和元年度に彦名地区においてモデル事業を行い、対策の検証や今後の対応について検討を進めている。</p> <p><u>□環境放射線の量</u> 小学校や公民館等に設置したモニタリングポストのデータ公開を実施した。</p>
<p>【3】豊かな自然と調和したまちづくり (自然環境の目標) 《共生》</p>	<p><u>□森林の整備・保全</u> 地域の状況に応じた松くい虫防除事業を実施した。</p> <p><u>□農地の保全と活用</u> 農家の規模拡大を促進する取組として、認定農業者へ助成金を交付し、農家の規模拡大を図った。</p> <p><u>□食物の地産地消</u> 学校給食への地場農畜産物の使用に努め、魚介類、豆類の使用比率は100%である。それ以外については、納入業者にできる限り県内産を求めているが、全ての量が確保できないこともあり、全体として鳥取県内食材の使用比率は55%となっている。 (令和元年10月末時点)</p> <p><u>○中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用</u> 米子水鳥公園を活用した取組を実施しており、同公園のネイチャーセンター入館者数(20,088人)は、年々増加傾向にあるものの目標値(23,000人)は未達成である。 (平成30年度末時点)</p> <p><u>□生物多様性の確保の取組</u> 生物多様性の保全や重要性について、ポスターやリーフレットを小学校へ配布し啓発に努めたほか、米子水鳥公園において、貴重な動植物の保全及び環境学習を実施した。</p>
<p>【4】環境資源を活かしたまちづくり (快適環境の目標) 《快適》</p>	<p><u>□適正な土地利用の推進</u> 米子市都市計画マスタープランに基づき、効率的で計画的な土地利用を推進しており、令和元年(2019年)6月に同計画を改定し効率的で計画的な土地利用の推進を図った。</p> <p><u>□文化財の保全と活用</u> 史跡などで保存・活用を妨げている箇所や、異常、危険箇所の把握に努め、除草や危険木の除去などの維持管理を実施した。</p>

	<p><u>□米子城跡</u> 市民ボランティアによる石垣除草などを実施し、景観づくりに努めた。</p> <p><u>□危険家屋対策の推進</u> 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための米子市空家等対策計画を平成31年(2019年)3月に策定し推進を図った。</p>
<p>【5】みんなが環境を考 えるまちづ くり (環境意識 の目標) 《協働》</p>	<p><u>□環境学習の推進の取組</u> 小学生が米子水鳥公園で環境学習を行う機会を提供するため、交通費を負担する事業を実施し、年々利用校(18校/23校)が増加している。また、放課後児童クラブ、放課後デイサービス利用者、老人会等に対する環境学習を実施し、推進を図った。</p> <p><u>○環境学習</u> 米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数(1,094人)は、年々増えているが、目標値(1,300人)には未達成である。 (平成30年度末時点)</p> <p><u>□環境学習施設の整備</u> 学校の大規模改修の際に、積極的に省エネ設備の導入に努めた。また、市内小中学校全ての普通教室に省エネタイプの空調設備を整備し、学習環境の充実を図った。</p> <p><u>□環境意識の普及啓発活動</u> NPO法人、鳥取県と共催し、「中海環境フェア in よなご」を実施し、啓発活動に取り組んだ。</p> <p><u>□環境美化活動</u> 米子市環境をよくする会と連携して、市内一斉清掃を年2回(春・秋)継続して実施しており、市民に定着してきている。また、周辺自治体と連携し、環境保全活動として「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」を継続して実施しており、毎回約1,000人の参加者で清掃活動を行った。</p>

2-3：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果

○本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に市民アンケートを実施しました。

(1) アンケート調査概要

アンケートの実施概要は以下のとおりです。アンケートの対象者は市民と事業所に分けて実施しました。

	市民編	事業所編
調査期間	令和元年（2019年）11月6日～11月25日	
調査対象	米子市内居住の20歳以上 方から無作為に抽出	米子市内の企業から無作為に 抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収	
配布数	3,000人	500社
回収数(回収率)	1,161人(38.7%)	165社(33.0%)

(2) アンケート結果

アンケート結果の主な内容は、以下のとおりです。地球温暖化のような世界規模のものから、ごみ捨てマナーのように私達の生活の身近な問題に至るものまで、広範囲に渡る様々な事柄に関心が示されていることが分かりました。

①多くの市民が「地球温暖化」について、問題意識を持っている。

- 地球温暖化対策について、市民は9割程度、事業所は7割程度が必要であると回答しており、多くが問題意識を持っていることが分かる。一方で、39歳以下の若年層においては、他年齢層に比べ問題意識が低く、特に29歳以下の年齢層においては全体平均に比べ、2割程度低い結果となっている。
- 自由記述において、市民及び事業所ともに、地球温暖化に関する記述（市民編：33件、事業所編：9件）が多く関心の高さが伺える。

②循環型社会の構築に行政の役割が望まれている。

- 行政に求める施策として、市民、事業所ともにリサイクルの推進や廃棄物の適正処理等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成27年度（2015年度）実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられる。特に事業所においては、行政に求める施策の最上位に位置している。
- 市民の自由記述における回答では、ごみを適切に処分してほしい（「野焼きにつ

いて（8件）、「ごみの処分について（7件）」、「不法投棄について（6件）」の意見が多く、ごみ処理のマナーが問われていると考える。

③緑、野鳥、昆虫とのふれあいについて市民は高い満足度を持っている。一方、耕作放棄地を懸念する声がある。

- ◎「身近な周辺環境について」の問に対する回答で、「（1）緑とのふれあいの場」や「（2）野鳥や昆虫とのふれあいの場」に対する満足度が高かった。特に、（2）については、米子水鳥公園が立地する、彦名地区を含む周辺地区の住民の満足度が他地区の住民より高く、施設整備による効果があるものと推測される。
- ◎市民の自由記述における回答では、農地の適正管理を必要とする意見が多く（「耕作放棄地が多い（8件）」）、高齢化等により管理されない土地が増えているのではないかと推測される。

④公害対策に行政の役割が望まれている。一方、個人のごみ捨てマナーや土地の管理を懸念する声がある。

- ◎行政に求める施策として、市民、事業所ともに公害対策が、平成27年度（2015年度）実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられる。
- ◎街の美化について、市民は、ごみ出し・ポイ捨てなどのマナーに関して、全年齢、全地域において最も改善したい事項となっており、関心の高さが伺える。
- ◎自由記述における回答では、市民及び事業所ともに空家・土地等を起因とする草木の繁茂を伐採してほしいとの意見が多く（市民編30件、事業所編5件）、③自然共生社会で農地の適正管理を求めるとした記述と同様、高齢化等により管理されない土地等が増えているのではないかと推測される。

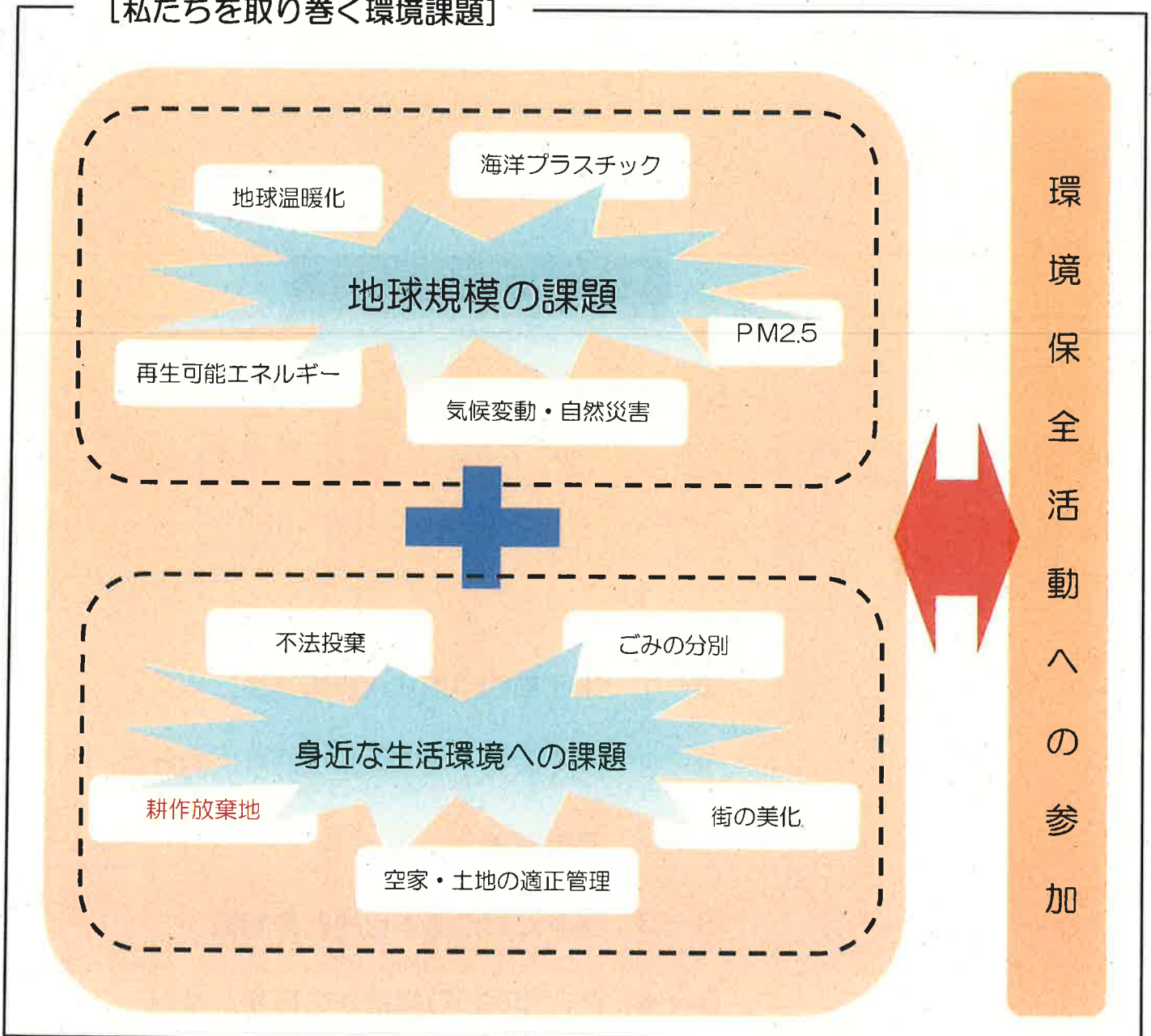
⑤多くの市民が、環境保全活動の参加に意欲的である。

- ◎6割程度の市民が環境保全活動に参加したいと回答しており、市民の環境保全活動に対する参加意欲が高いことが分かる。
- ◎市民の自由記述における回答では、「1人1人の環境問題への意識が大切（16件）」という意見が多く、個人の意識を高めることが必要であるとする市民が多いことが分かる。

2-4：米子市の環境課題

○市民アンケートの結果を考察すると、私たちの環境を取り巻く課題として、地球温暖化問題が最優先課題であるというような地球規模のものがある一方、空家・土地等の適正管理といった身の回りの地域の生活環境の改善を望む声、ごみ出し・ポイ捨てなどのマナーを改善すべきであるとする個人に関するもの等がありました。また、環境保全活動に参加したいとの積極的な意見も見受けられ、その内容は、多種多様で広範囲に及んでいます。

[私たちを取り巻く環境課題]



第3章 米子市の目指すべき姿

3-1：米子市が目指すべき環境像

3-2：第2次米子市環境基本計画における
基本目標

3-3：基本方針と基本目標との関係

3-4：市、市民及び事業者の責務と役割

3-1：米子市が目指す環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

○本市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海とそこに生息する多様な野生動植物など、豊かで素晴らしい水辺を有しています。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものです。しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型における社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、私たちの生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしていきます。

本市では、環境基本条例の制定（平成17年（2005年）3月）により、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、更には、環境都市宣言（平成18年（2006年）3月）により、循環型社会を形成するために、住民、企業及び自治体が一体となり、環境先進都市を目指しています。

第1次計画では、本市の目指す環境像を「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～」とし、本市の特色であり、かつ、宝でもある、豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいくことを目指しました。次の世代に、この素晴らしい環境を引き継いでいくことが、環境基本条例及び環境宣言都市の目的を達成することに繋がることから、第2次米子市環境基本計画においても、引き続き、上記環境像を掲げることとします。

なお、第2次米子市環境基本計画では、国や県の環境基本計画においても言及されている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に取り組むこと、また、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン」の将来像である“住んで楽しいまちよなご”を環境の側面から支援していきます。

<米子市が目指す方向と環境基本計画>

「米子市まちづくりビジョン」

“住んで楽しいまちよなご”

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

第2次米子市環境基本計画 (条例：第8条)

【環境施策 (条例：第4条)】

⇒環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策

●基本理念 (条例：第3条)

- ・市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。



●基本方針 (条例：第7条)

- ①市民の健康、快適な生活環境の確保
- ②自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性をいかした景観の形成、自然・文化・産業等の調和のとれた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取り組みの推進

・「条例」＝米子市環境基本条例

3-2：第2次米子市環境基本計画における基本目標

○米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、市内全域を対象に、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標を設定します。

なお、この5つの基本目標は、国（第五次環境基本計画）や県（令和新時代とっとり環境環境イニシアティブプラン：第2次鳥取県環境基本計画）の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念（第3条）、基本方針（第7条）に基づき定めています。

「第2次米子市環境基本計画」

“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”

①低炭素社会

Point !

気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスを減らす社会を目指します。

②循環型社会

Point !

4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

③自然共生社会

Point !

本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物が生息環境の保全、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぎ、緑あふれる社会を目指します。

④安全・安心社会

Point !

公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

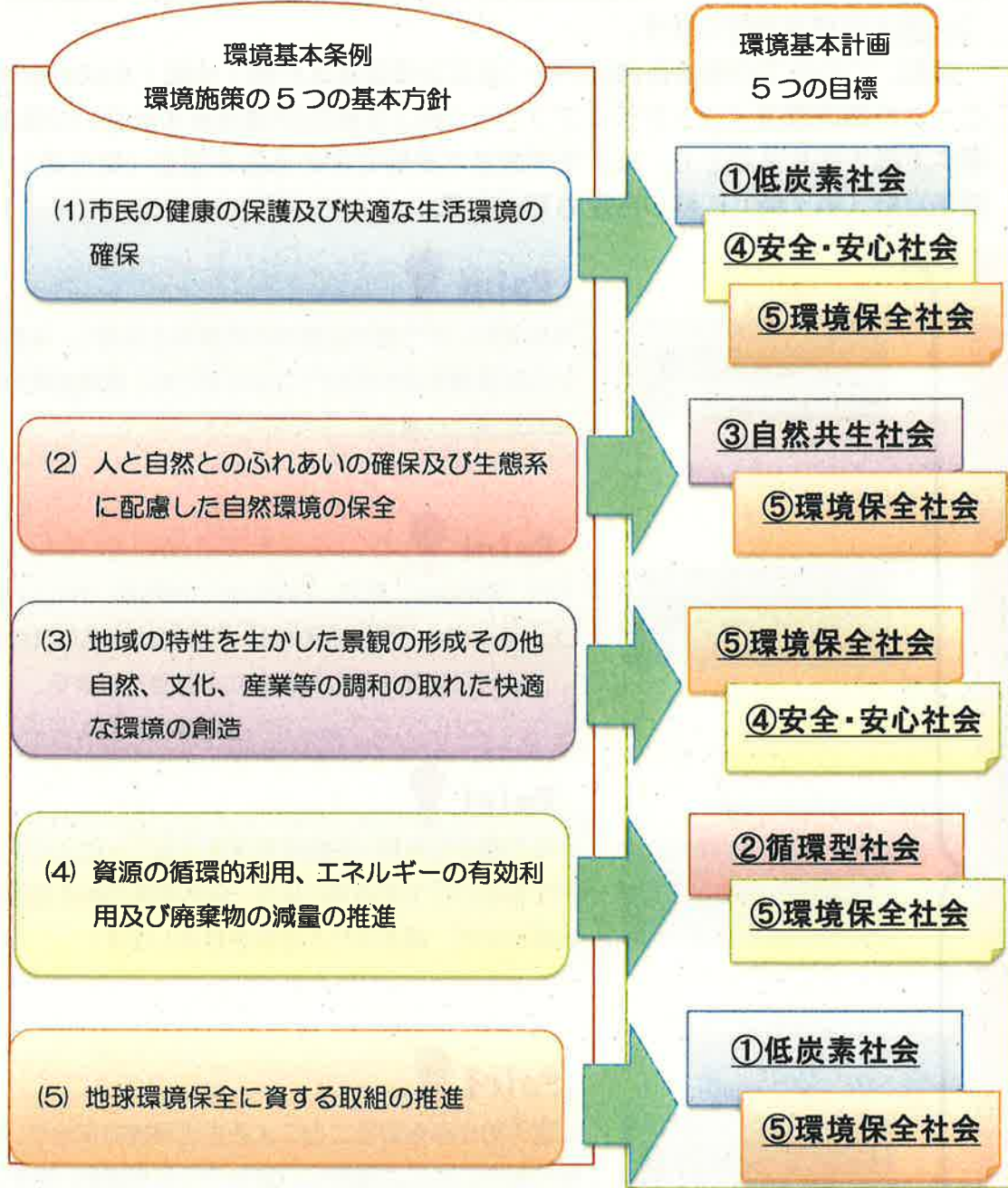
⑤環境保全社会

Point !

環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

3-3：基本方針と基本目標との関係

○米子市環境基本条例第7条で規定する環境施策の5つの基本方針と本計画で定める5つの目標との関係は以下のとおりです。

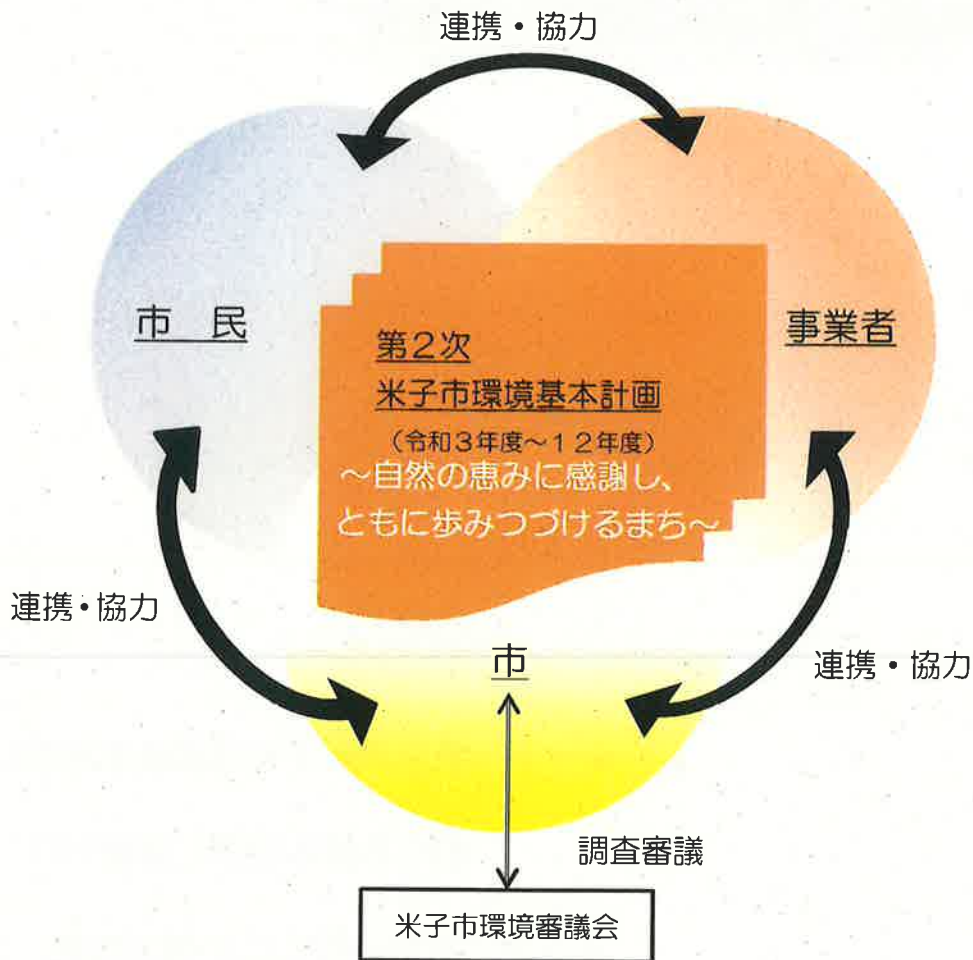


●米子市環境基本条例 第7条（環境施策の基本方針）

⇒市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進する。

3-4：市、市民及び事業者責務と役割

○第2次米子市環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民（個人・NPO 法人・市民活動団体等）、事業者、市それぞれにおける自発的な行動と、連携・協力が必要となります。



<米子市環境基本条例>

●市の責務・役割（第4条）

・環境施策の実施 ・市民及び事業者の取組への支援

●市民の責務・役割（第5条）

・環境負荷の低減への取組 ・市及び事業者の活動への協力

●事業者の責務・役割（第6条）

・事業活動に伴う公害防止 ・環境負荷の低減への取組 ・市及び市民の活動への協力

●市による推進体制の整備（第16条）

・市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的、効果的に推進するための体制整備

●環境審議会の設置（第19条）

・環境基本計画に関する事項の調査審議

第4章 具体的施策の内容

- 4-1 : 第2次米子市環境基本計画に
おける基本目標と施策の柱
- 4-2 : 施策の柱ごとの個別施策
- 4-3 : 基本目標①「低炭素社会」
- 4-4 : 基本目標②「循環型社会」
- 4-5 : 基本目標③「自然共生社会」
- 4-6 : 基本目標④「安全・安心社会」
- 4-7 : 基本目標⑤「環境保全社会」

4-1：第2次環境基本計画における基本目標及び施策の柱

○第2次計画においては、5つの基本目標を達成するために12の施策の柱を設定します。
 これらの施策は、市民・事業者アンケートの意見等を参考に、本市で必要と考える施策を設定したものです。また、各目標とSDGsとの関連を以下のとおり整理します。

「第2次米子市環境基本計画」

“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”

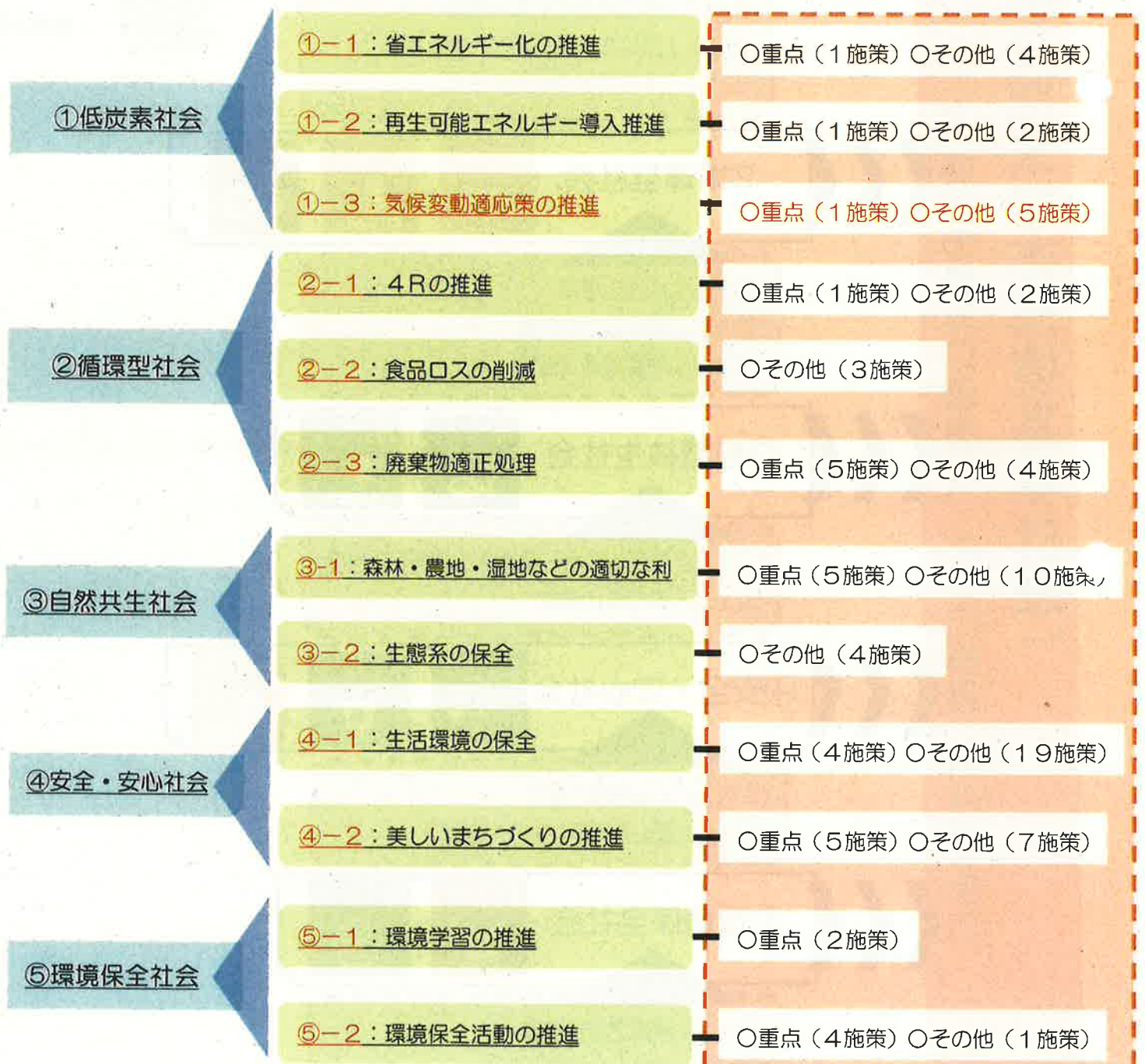


4-2：施策の柱ごとの個別施策

○各施策の柱ごとに個別施策を設定し、基本目標の達成を実現します。個別施策は、更に、重点施策（※）とその他施策に分類し、各施策の位置付けを明確にします。

なお、各個別施策は、設定された施策の柱にとどまらず、他の施策の柱に関連するものもあり、一つの個別施策が、複数の施策の柱を支えるものとなっています。

※重点施策・・・米子市の上位計画であるまちづくりビジョンの主な取組で位置付けられた施策、担当課において数値目標を掲げ重要な施策として位置付けているもの。



4-3：基本目標①「低炭素社会」



(1) 現状

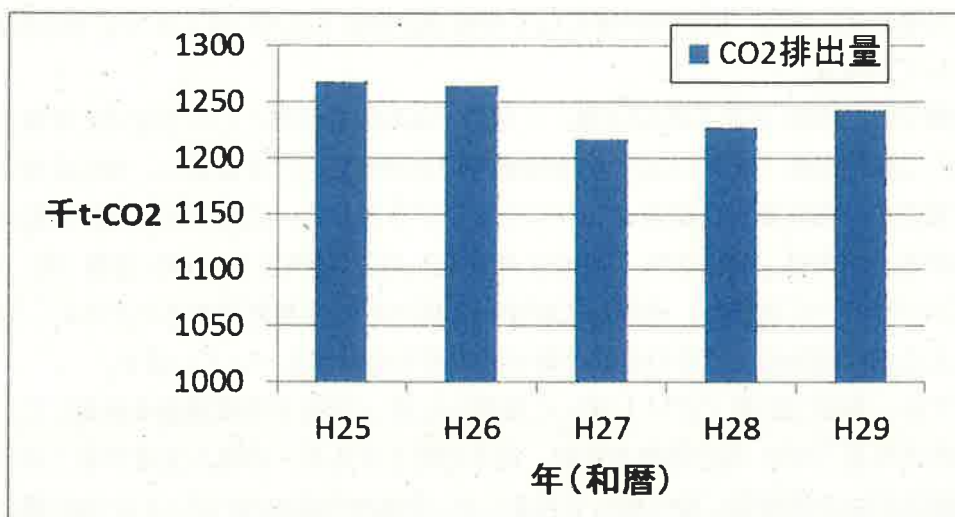
- 平成27年(2015年)にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、世界全体で取り組む目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」、「21世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとること」が掲げられています。
- 国は、上記のパリ協定や科学的知見(IPCC¹による第5次評価報告書)などを踏まえ、平成28年(2016年)に「地球温暖化対策計画」を策定し、中期目標として令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)比26.0%減としました。また、長期的目標として令和32年度(2050年)までに80%減を目指すとしています。
- 鳥取県では、令和2年(2020年)1月に、長期的な目標として令和32年度(2050年)の二酸化炭素(以下CO₂)排出実質ゼロを目指すことを表明し、令和2年(2020年)策定の「令和新時代環境イニシアティブプラン」に、脱炭素化に向けた取組を示しています。例えば、令和元年(2019年)12月には「再エネ100宣言 RE Action」のアンバサダーに就任し、率先して脱炭素に向けた取組を推進するとともに、脱炭素経営による企業価値向上に取り組む企業や団体等を支援するとしています。
- 本市では、平成23年(2011年)に策定した第1次米子市環境基本計画にて、市域から排出されるCO₂の目標値を定め、再生可能エネルギーの導入支援や省エネ行動の促進を図るための啓発等に取り組んできました。市域から排出されるCO₂排出量の過去5年間の推移(図1)は、平成27年度(2015年度)までは減少傾向でしたが、平成27年度(2015年度)以降は増加傾向にあります。
- 令和元年(2019年)11月に実施した市民アンケート調査においては、地球温暖化対策について、市民は9割程度、事業所は7割程度が必要であると回答しており、多くが問題意識を持っていることが分かりました。
- 本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成28年(2016年)7月に「米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))」を策定し、省エネルギー化等に取り組みました。引き続き、率先して温室効果ガス削減に取り組むため、令和3年(2021年)3

¹ IPCCとは「気候変動に関する政府間パネル」の略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

月に第2次計画（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））を策定します。

○一方で、国は、温室効果ガスの排出削減（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は両輪であるとされ、気候変動適応法が平成30年6月に公布されました。同法に基づき、国は気候変動適応計画を策定し、各分野（①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活）における効果的な適応策を推進することとされています。

○また、令和2年（2020年）6月に閣議決定された、「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（令和2年版）においては、地球温暖化に伴い、国内外で深刻な気象災害が多発し、そのリスクが更に高まることが予測されるとして、単なる気候変動ではなく「気候危機」であることを初めて明記しました。



（図1）市域から排出されるCO2排出量の年次推移

（2）基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
市域から排出されるCO2排出量（千t-CO2）（※1）	1,243（※2） （平成25年度比2.0%削減）	1,055 （平成25年度比17%削減）
市有施設から排出されるCO2排出量（t-CO2）（※3）	18,688（※4） （平成25年度比29%削減）	16,933 （平成25年度比35%削減）
ため池ハザードマップの作成（※5）	4箇所	39箇所

※1. 各家庭、事業所や公共施設等の米子市全域から排出されるCO2排出量を意味します。

なお、数値は環境省が公表している「部門別 CO2 排出量の現況推計」を使用し、この推計は公表時点から2年前のデータが最新となります。

※2. 最新データは平成29年度（2017年度）（令和2年（2020年）7月現在）。

※3. 例えば、市役所本庁舎や市立小中学校等の施設が対象となります。

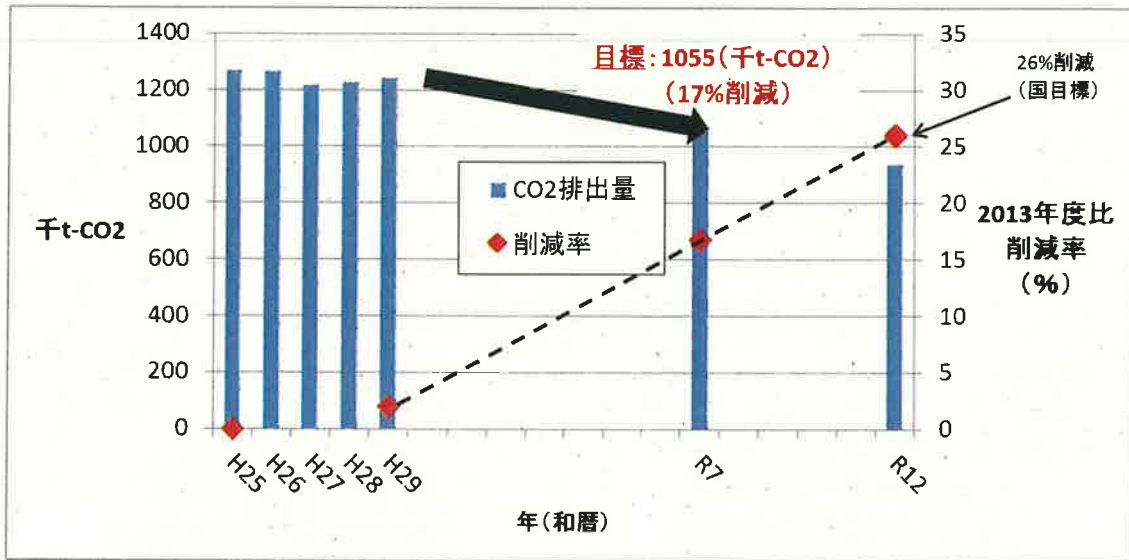
※4. 最新データは平成30年度（2018年度）（令和2年（2020年）7月現在）。なお、数値は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、市が算出したものを使用します。

※5. 市内の農業用ため池70箇所の内、下流域に住居等があるため池を防災重点ため池として指定しています。

【指標設定理由】

○国の「地球温暖化対策計画」の中期目標である、「令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比26%減」と整合するよう設定し、平成25年度（2013年度）比17%削減を目指します（図2）。

○国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体が実施している事務、事業に伴う温室効果ガスの排出量は、「令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比40%減」と掲げられており、これに整合するよう設定し、平成25年度（2013年度）比35%削減を目指します。



(図2) 市域から排出されるCO2排出量の目標設定根拠

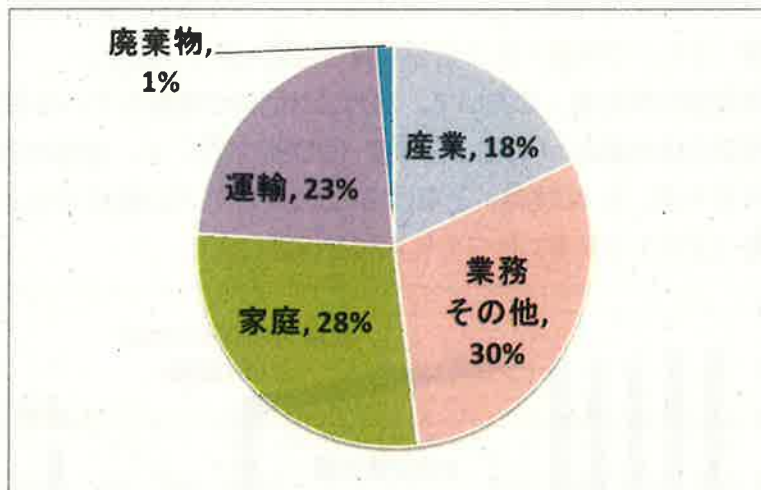
(出典：環境省「部門別CO2排出量の現況推計」)

○今までに経験のしたことのない大型台風やゲリラ豪雨、大規模地震等による災害が多く発生していることから、ハザードマップの作成によりため池決壊などに対する地域防災の意識向上を図るとともに、ため池が決壊する恐れのある場合又はため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難することを目指します。

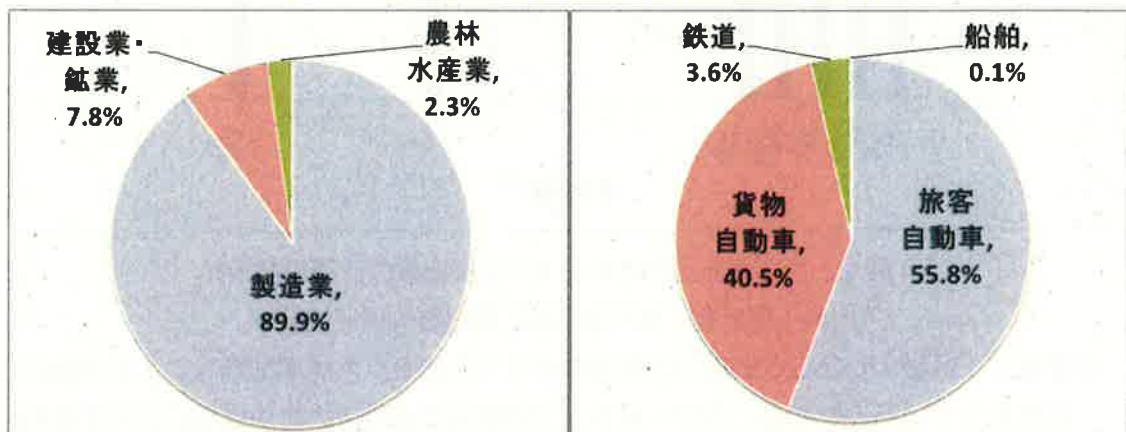
(3) 基本目標達成に向けての課題

CO₂ 排出量を現在（最新のデータである平成 29 年度（2017 年度））と令和 7 年度（2025 年度）の目標値を比較すると、187（千 t-CO₂）の差があります。平成 29 年度（2017 年度）の CO₂ 排出量の構成比は、「業務その他」部門及び「家庭」部門が最も大きく、次いで「運輸」部門及び「産業」部門となっています（図 3）。さらに「運輸」部門の内訳は、「旅客自動車」、「貨物自動車」が、「産業」部門では「製造業」が多くの割合を占めています（図 4）。

これらの CO₂ 排出量の多い部門や業種を中心として、施策を検討する必要があります。一方で、広島地方気象台が平成 31 年（2019 年）1 月に公表した「中国地方の気候変動 2017」によると、鳥取県の年平均気温は「上昇している」と評価されており、気候変動への適応策が必要だと考えられます。



(図 3) 平成 29 年度の CO₂ 排出量の構成比
(出典：環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」)



(図 4) 「産業」部門 (左図) 及び「運輸」部門 (右図) の内訳
(出典：環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」)

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<①-1：省エネルギー化の推進>

○使用するエネルギー量を減らすことで、CO2削減に取り組みます。

<①-2：再生可能エネルギーの導入推進>

○CO2排出量の少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を推進します。

<①-3：気候変動適応策の推進>

○気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を推進します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<①-1：省エネルギー化の推進>

○重点施策（1施策）

☆公共交通機関の利用促進（運輸部門）

○その他施策（5施策）

- ・LED照明や高効率空調などの省エネルギー機器の普及促進（業務その他、家庭、産業部門）
- ・宅配便の再配達防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進（運輸部門）
- ・高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進（家庭部門）
- ・自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進（運輸部門）
- ・ISO14001や鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）の普及啓発（業務その他、運輸、産業部門）

<①-2：再生可能エネルギーの導入推進>

○重点施策（1施策）

☆下水処理場における消化ガス発電及び公民館4館における太陽光発電設置検討等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進

○その他施策（2施策）

- ・固定資産税減免による大規模再生可能エネルギー発電設備の導入支援
- ・鳥取県と協力し「再エネ100宣言 RE Action²」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進（業務その他、運輸、産業部門）

※①-1及び①-2については、環境省の「部門別CO2排出量の現況推計値」において定めている「部門」について、施策ごとに関連する部門を括弧内に記載しています。

²「再エネ100宣言 RE Action」とは、自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量10GWh未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明し、ともに行動していく枠組み。

<①-3：気候変動適応策の推進>

○重点施策（1施策）

- ・災害時に農業用ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難をする資料を作成し、地域住民の日頃の防災・減災意識を高める。

○その他施策（5施策）

- ・熱中症予防に係る周知・啓発の取組
- ・水源かん養林の保全及び育成
- ・洪水ハザードマップの作成・周知
- ・警戒レベルを用いた避難情報の発令
- ・市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施

4-4：基本目標②「循環型社会」



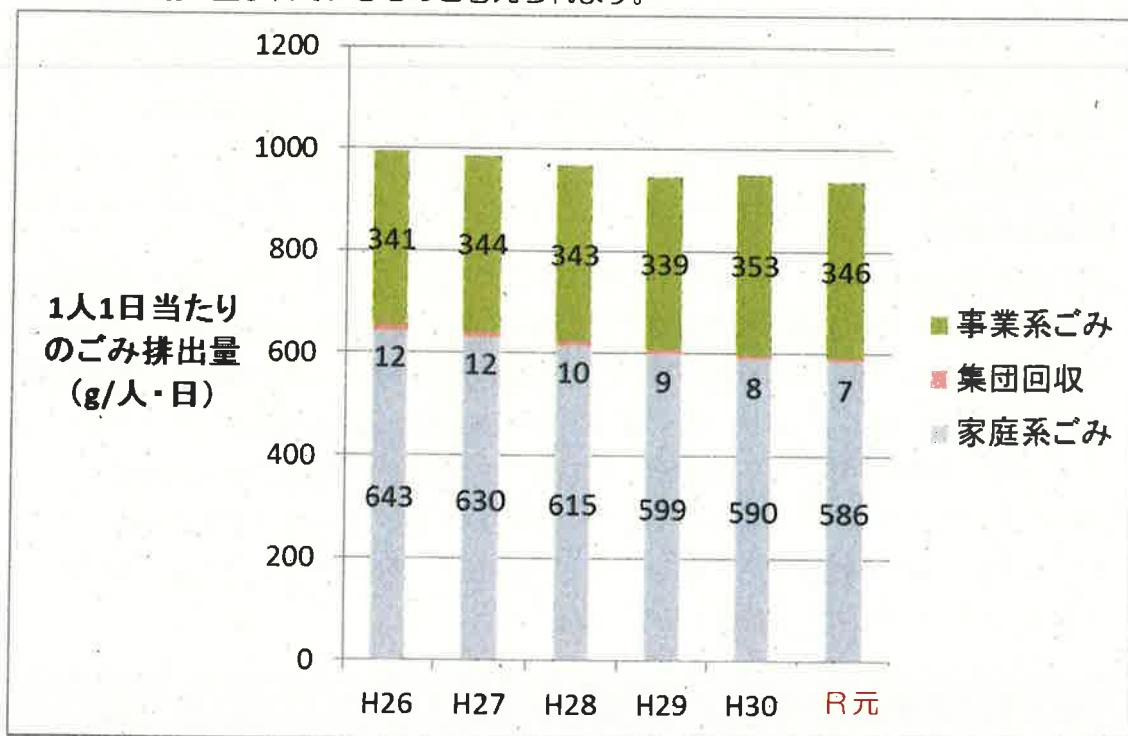
(1) 現状

○国では、平成3年(1991年)の再生資源利用促進法(改正後:資源有効利用促進法)の施行以来、各種リサイクル法が制定され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会から循環型社会への転換を図るための取組が進められています。

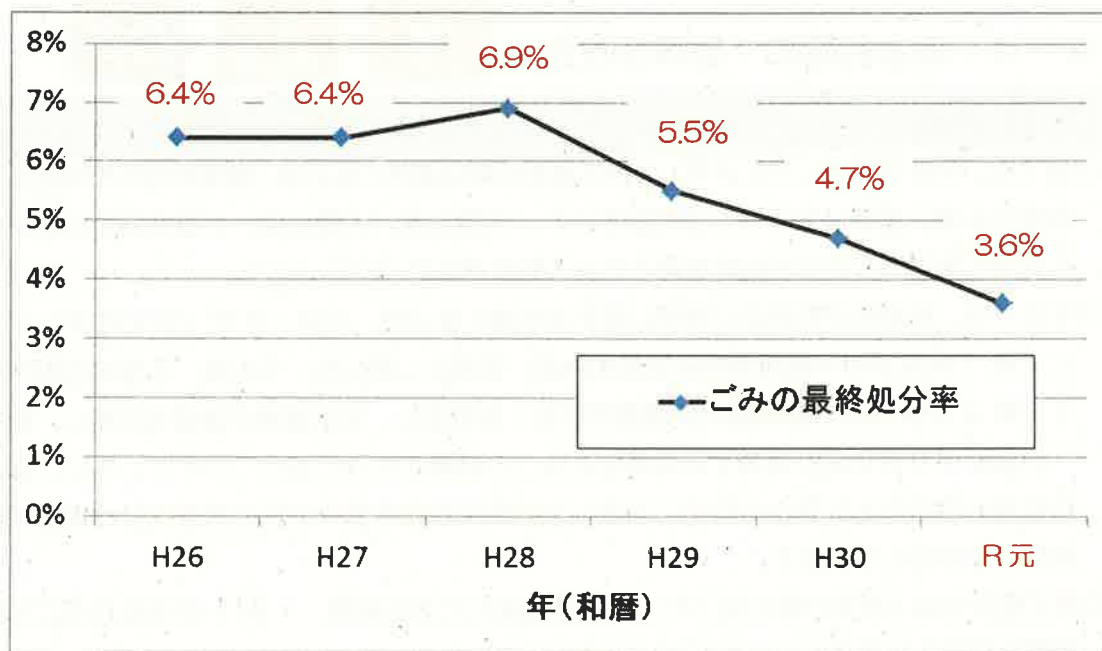
○本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成18年(2006年)3月に「第1次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、2度の改訂を経て「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、**低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築**を目指し、取り組んでいます。

○**第1次から第3次**の計画に沿って、施策を推進してきた結果、1人1日当たりのごみ排出量及びごみの最終処分率は近年減少傾向にあります(図5、6)。

○令和元年(2019年)11月に実施した市民アンケート調査においては、行政に求める施策として、市民、事業所ともに廃棄物の適正処理や**ごみの減量**等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成27年度実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられます。



(図5) 1人1日当たりのごみ排出量の年次推移



(図6) ごみの最終処分率の年次推移

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状(令和元年度)	指標値(令和7年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	938	870
ごみの最終処分率(%)	3.6	3.6

【指標設定理由】

- 循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ(特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ)、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取り組みます。指標値は、令和元年度の各ごみの組成(生ごみや紙類など)ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画(令和3年度(2021年)～令和7年度(2025年))で掲げた目標値と同数値としています。
- 令和元年度のごみの最終処分率は全国の他の自治体と比べても低い水準であるため、令和7年度までこの水準を維持することとします。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 1人1日当たりのごみ排出量について、全体としては減少傾向にあるものの、ごみの内訳をみると、事業系ごみについては横ばいの状況が続いています。また、令和元年(2019年)10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されており、家庭系、事

業系ごみに関わらず食品ロスを低減させていく必要があります。

○ごみの最終処分率については、令和元年度から新たにリサイクルプラザの資源化処理後のプラスチック残さの一部外部処理により、最終処分率の減少につながりました。引き続き、この水準を維持することに努めます。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<②-1：4Rの推進>

○ごみ排出量を抑制するために、4R(断る、発生抑制、再使用、再生利用)の取組を推進します。

<②-2：食品ロスの削減>

○我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、米子市の家庭系食品ロス調査によると、可燃ごみ全体の約12%は食品ロスが占めており、このため、ごみ排出量抑制の大きな課題となっています。

<②-3：廃棄物の適正処理>

○発生した廃棄物については、適正に処理し、不法投棄防止を防ぐ必要があります。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<②-1：4Rの推進>

○重点施策(1施策)

☆市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再使用等の啓発を行う。

○その他施策(3施策)

- ・グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達を行う。
- ・学校給食における食品残さの堆肥化を図る。
- ・下水道汚泥の資源化による有効利用

<②-2：食品ロスの削減>

○その他施策(3施策)

- ・食べきり運動等の普及啓発に努める。
- ・生ごみ処理機等の普及啓発に努める。
- ・学校における食育の推進

<②-3：廃棄物の適正処理>

○重点施策(1施策)

☆分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減

に努める。

○その他施策（7施策）

- 米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。
- 米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。
- 不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。
- 関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。
- 家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理
- 農薬などの適正処理の推進
- 廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。

4-5：基本目標③「自然共生社会」



(1) 現状

- 平成22年（2010年）10月に生物多様性条約第10回締約国会議が愛知県において開催され、生物多様性の損失を止めるための愛知目標が採択されました。国においては、愛知目標の達成に向けた、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、ロードマップが示されました。なお、2021年5月に中国で開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議において、愛知目標の後継となる「ポスト2020」が採択される予定であり、これを踏まえ次期生物多様性国家戦略が策定されることとされています。
- 本市においては、特定外来生物であるオオキンケイギクの生息が確認されており、また、市民アンケートでは特定外来生物の防除が必要であるとの声も寄せられています。
- 市民アンケートにおいて、耕作放棄地の増加を懸念する声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
○米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数	250件	275件
○再生可能な荒廃農地の面積	101ヘクタール	39ヘクタール （※R6年度末時点）

（補足：再生可能な荒廃農地の面積について）

- 1：「再生可能な荒廃農地」・・・荒廃農地（現在、耕作がされておらず、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）のうち、整地等による再生を行うことにより、農作業による耕作が可能となる農地。
- 2：再生が可能である荒廃農地を減らすことで、農作業可能な農地を増やす。

【指標設定理由】

- ラムサール条約湿地に登録された中海に位置する米子水鳥公園の入館者数及び環境学習実施件数を増やすことにより、当公園で実施される各種事業を通じ、生物多様性をはじめ環境保全意識の向上を図ることが期待できます。なお、指標値は、米子水鳥公園の実施可能最大件数を300件と設定し、本計画期間の令和12年度末までに年に5件増で実施していくことを目指します。
- 市民アンケートの結果から、耕作放棄地の増加を懸念する声が多く寄せられています。なお、指標値は、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値と同数値としています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 生物多様性の重要性が広く市民に認識されるとともに、官民連携して生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生に取り組む必要があります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

- 森林・農地・湿地などの適切な利用を図ることによる生活環境保全の向上を図ることにより、自然との共生社会を目指します。

<③-2：生態系の保全>

- 生態系が有する防災・減災機能等の重要性を認識することにより、自然との共生社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

○重点施策（5施策）

- ☆米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境保全を実施する。
- ☆中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。
- ☆農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。
- ☆農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。
- ☆農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。

○その他施策（10施策）

- ・中海・宍道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。
- ・平成31年（2019年）4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。
- ・松くい虫等防除事業を推進する。
- ・緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。
- ・魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。
- ・樹木のある公園や緑地の保全を図る。
- ・地産地消に関する情報を提供する。
- ・地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。
- ・鳥取県やJA、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行

う。

- ・環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上

<③-2:生態系の保全>

○その他施策(4施策)

- ・県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。
- ・生物多様性の重要性を啓発する。
- ・生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。
- ・特定外来生物の防除啓発及び駆除

4-6：基本目標④「安全・安心社会」



(1) 現状

○市民アンケートにおいては、環境をよくするために行政に期待することとして、公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動 等）を求める声が平成27年度（2015年度）アンケート結果と同様に多い結果となりました。また、街の美化について、ごみのポイ捨てなどのマナーに関することを懸念する声が年齢、地域を問わず多く寄せられ、管理されない空家や土地の管理を求める声も多く寄せられました。

○これらについては、直接、本市の担当部署に市民からの相談等も寄せられている状況です。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
○生活排水処理に関すること		
ア：汚水処理人口普及率	90.3%	94.4%
イ：水洗化戸数率	90.0%	91.8%
ウ：浄化槽法定検査受検率	54.3%	56.1%
エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積	2516.3ha	2872.5ha
オ：合併処理浄化槽補助基数	90基/年	100基/年
○空家等の対策に関すること		
ア：「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空家等の改善	13件	改善件数 10件/年
イ：空き家利活用の推進	— (令和2年度新設)	空き家バンクへの登録件数 10件/年
○市民アンケート結果の回答数 (解決・改善したい環境項目：「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」)	55.8%	50.0% (※R6年度末時点)

【指標設定理由】

○市民アンケートの結果から、公害対策についての行政への期待が高いことから、本市における主要な施策を選定しました。なお、生活排水処理に関することの指標値について

は以下のとおりです。

ア：汚水処理人口普及率

まちづくりビジョンで定めている目標値（R6年度 93.7%）を参考に年間で約0.7%増すことを目標に設定しています。

イ：水洗化戸数率

年間0.3%の水洗化戸数率の向上を目指しています。

ウ：浄化槽法定検査受検率

年間0.3%の法定検査受検率の向上を目指しています。

エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積

米子市生活排水対策推進計画で定めた目標値（R8年度 2932.5ha）を参考に年間で約60ha整備することを目標に設定しています。

オ：合併処理浄化槽補助基数

米子市生活排水対策推進計画により、令和8年度までの間、補助制度の拡充により、年間100基の合併処理浄化槽の設置促進を行うこととしています。

また、空家等の対策に関することの指標値ア及びイは、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値を参考に年間10件としています。

○引き続き、市民の声を本計画に反映するために、解決・改善しておきたい環境（ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー）に係るアンケート結果を指標として選定しました。なお、指標値は、令和元年度実施の市民アンケート結果を基準とし、令和6年度に実施予定の計画中間見直しのアンケート結果にて50.0%（年間約1.5%減）を目指しています。

（3）基本目標達成に向けての課題

○ごみ出し・ポイ捨てなどの身近な環境問題から、個人での解決が困難であり、行政が積極的に対応しなければならない問題まで、基本目標達成に向けて幅広い対応が必要となります。

（4）基本目標達成のための施策の柱

<④-1：生活環境の保全>

○公害の防止等を図ることによる生活環境の保全を図り、安全・安心な社会を目指します。

<④-2：美しいまちづくりの推進>

○環境美化を推進することによる美しいまちづくりを進め、安全・安心な社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<④-1：生活環境の保全>

○重点施策（4施策）

☆生活排水処理施設の整備

- ・ 公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備
- ・ 公共下水道の早期整備が見込まれない区域における合併処理浄化槽の設置促進
- ・ 下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進
- ・ 浄化槽の適正管理の啓発・指導

☆又カカ被害対策の推進

☆管理不全の土地に関する指導の実施

☆犬・猫に対する衛生管理指導の実施

○その他施策（12施策）

- ・ 「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策の推進
- ・ 中国電力に対する島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定の求め・家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施
- ・ 大気汚染緊急時（光化学オキシダント、PM2.5）における市民への注意喚起
- ・ 水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。
- ・ 生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応（騒音・振動・悪臭）
- ・ 国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表
- ・ 地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進
- ・ 環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進
- ・ アスベスト撤去支援事業の推進
- ・ 需要に応じた工業用水の確保と安定供給の実施
- ・ 水源の更新や開発の推進
- ・ 鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用

<④-2：美しいまちづくりの推進>

○重点施策（5件）

☆さまざまな歴史的文化遺産についての調査研究の推進

☆有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進

☆米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的で計画的な土地利用の推進

☆米子市空家等対策計画に基づく、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施
☆空家等に係る現状調査の実施、所有者等による空家等の適切な管理の促進、住民等からの空家等に関する相談の実施及び管理不全な空家等への対応並びに支援の実施

○その他施策（5件）

- ・安心・安全に利用できる公園施設の確保
- ・市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進
- ・米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出
- ・米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発
- ・魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発

4-7：基本目標⑤「環境保全社会」



(1) 現状

○市民アンケートの結果から、環境保全活動への参加について6割程度の方が参加したいと回答しており、多くの市民が参加意欲のあることを示しています。また、環境に対する個々人の意識が大切であるとの声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数	1,163人	1,300人
市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績	— （※中間見直し時実施予定の市民アンケートにて新たに設問を設けます。）	60.0%

【指標設定理由】

○平成17年（2005年）11月の中海のラムサール条約登録以降、中海アダプトプログラムへの支援等官民一体となった環境保全活動を実施しています。ここでは、中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用の促進の一つである中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数を本計画でも目標値として設定します。なお、指標値は、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値を基に設定しています。

○市民アンケートの結果から環境保全活動への参加実績を新たに把握します。なお、指標値は、令和元年度に実施の市民アンケートの結果において、環境保全活動に参加したいとの回答が約6割あったことを参考に設定しています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

○より多くの市民が環境保全活動に参加できる体制づくり（活動の場の確保、教育の機会の設定、周知）の実施が必要となります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<⑤-1：環境学習の推進>

○個々人の環境に対する意識を向上させることにより、環境保全社会を目指します。

<⑤-2：環境活動の協働>

○環境保全活動に参加できる体制づくりを進め、環境保全社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<⑤-1：環境学習の推進>

○重点施策（2施策）

- ☆市民への環境学習の機会の提供
- ☆広報誌、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信

○その他施策（1施策）

- ・自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進

<⑤-2：環境活動の協働>

○重点施策（4施策）

- ☆地域住民、環境美化団体などと連携するなど環境イベントを開催して、広く市民への環境意識の普及啓発を行う。
- ☆「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施
- ☆中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、中海の水質改善・利活用の促進
- ☆地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興

○その他施策（3施策）

- ・環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。
- ・市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進
- ・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発

第5章 環境基本計画の推進に向けて

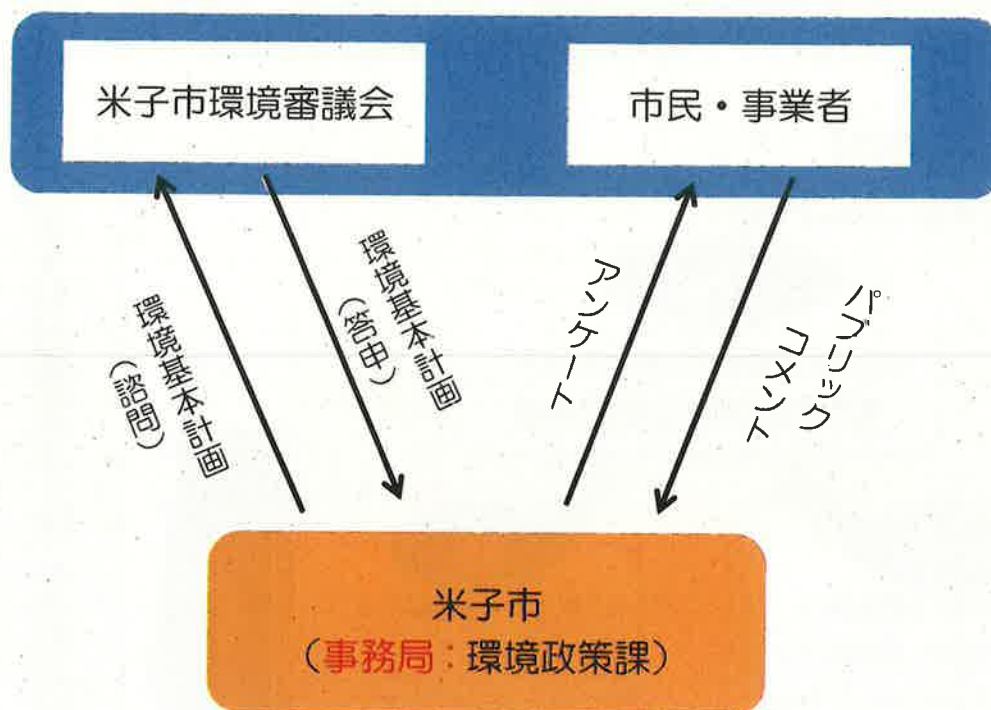
5-1：環境基本計画策定の流れ

5-2：環境基本計画の進行管理

5-1：環境基本計画策定の流れ

○本計画の策定に当たっては、環境基本条例に基づき設置される「米子市環境審議会」において、市長の諮問に応じ調査審議を行いました。また、市長は本計画の策定に当たり、市民アンケートの実施、計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。なお、策定した計画の中間見直し（環境基本計画の変更）を行う際にも同様な手続きを踏まえることとします。

【審議会・市民・市の関係】



●米子市環境基本条例 第19条（設置及び所掌事務）

⇒環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会を置く。

⇒米子市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項を調査審議する。

5-2：環境基本計画の進行管理

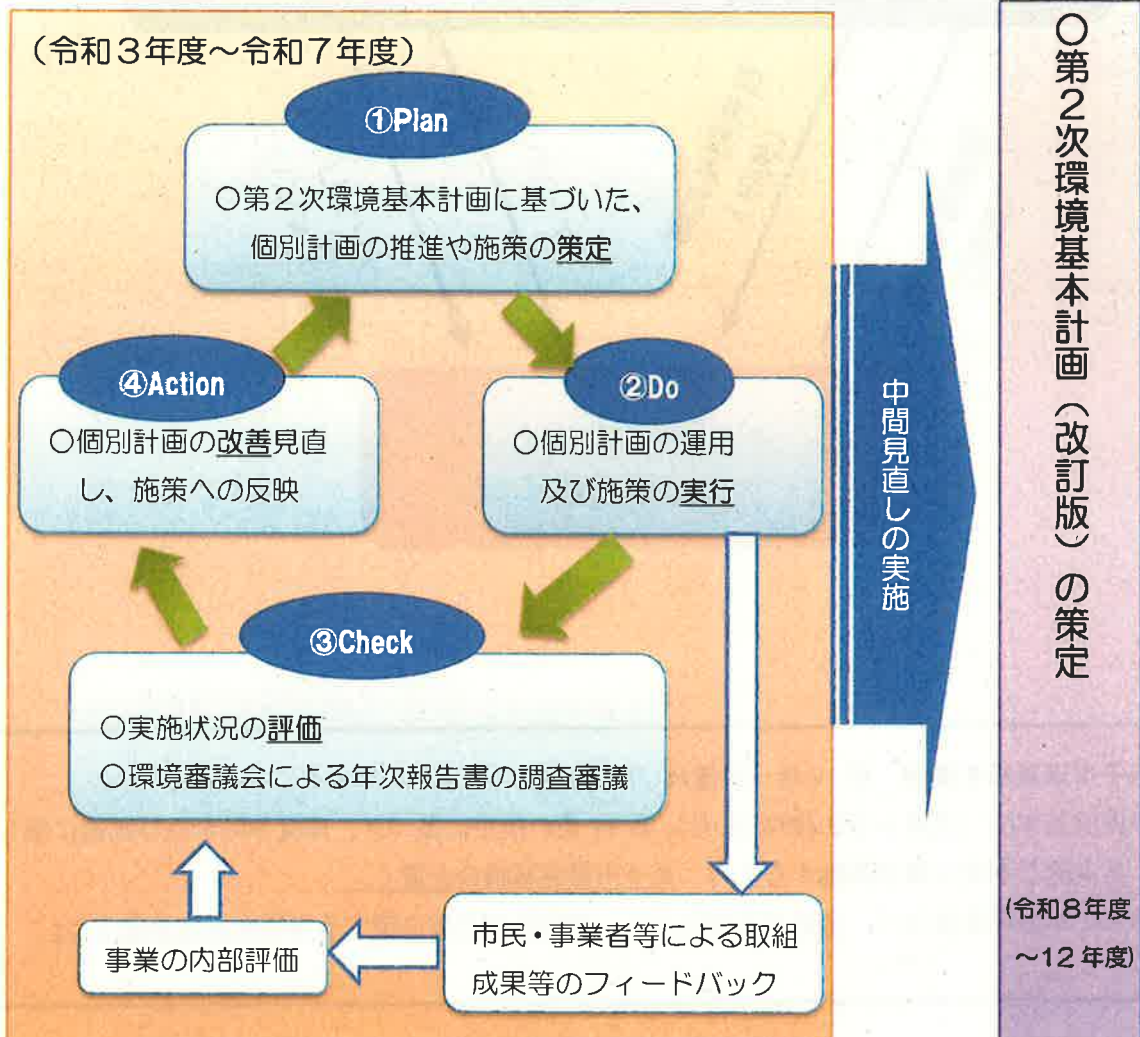
- 本計画の実施状況については、毎年度、年次報告書を作成し公表します。
また、同報告書について、米子市環境審議会の調査審議を経ることとし、必要に応じて計画の見直し（変更）を行います。

●米子市環境基本条例 第10条（年次報告）

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 毎年度、PDCAサイクル（①「策定」、②「実行」、③「評価」、④「改善」）を繰り返すことにより、計画の実効性を確実なものとしします。

【進行管理の流れ】



環境基本計画に関する情報は、米子市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.yonago.lg.jp/0000>

第2次米子市環境基本計画
令和3年3月発行

発行 米子市

編集 米子市市民生活部環境政策課

〒683-0852

鳥取県米子市河崎3280-1

(米子市クリーンセンター 2階)

電話：0859-23-5256

FAX：0859-23-5258

Email：kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp